

お手元の健康保険証は令和7年12月2日以降使用できません！

・健康保険証が使える前に、マイナンバーカード作成とマイナ保険証の利用登録をお願いします。

現在、約3割の人がマイナ保険証利用登録を行っていません。

- ・マイナンバーを事業主の求めに応じてご提出ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない人は、まずマイナンバーカードを取得ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申し込みをお願いします。
(医療機関、スマホ、セブン銀行ATMで申込み可能です)

※9月頃からスマホに「マイナ保険証」機能搭載ができるようになり、スマホで医療機関を受診可能になる仕組みが導入される予定です。その場合、マイナンバーカードを持参しなくてもシステムを導入している医療機関では、受診可能となります。

※後日、マイナ保険証の利用登録を行っていない加入者の被保険者にご連絡させていただきます。

○マイナ保険証での受診メリット！

- より良い医療が受けられる！
 - ・特定健診、診療情報を医師と共有可能。お薬の情報も医師・薬剤師と共有可能
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
 - ・旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。
- 各種手続きも便利・簡単に！
 - ・マイナポータルで医療費通知情報を入手可能、医療費控除の確定申告が簡単になります。
 - ・医療費が高額になる場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります

○マイナ保険証登録後は、登録情報の確認、電子証明書の有効期限の確認を！

ご自身の健康保険証情報が、システムに正しく登録されているか確認をお願いします。
電子証明書の有効期限の確認をお願いします。

- ご自身の健康保険証情報が、システムに正しく登録されているか確認をお願いします！
スマホなどのマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。
- マイナンバーカードそのものの有効期限は発行日から10回目の誕生日(未成年は5回目)までですが、
電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。
マイナンバーカード保有者の13%が令和7年度に有効期限を迎えると想定されております。
※有効期限はマイナンバーカードに記載されています(記載されていない場合はマイナポータルで確認可能です)。

マイナ保険証利用登録がお済みでない場合には、保険証が使える前に当健康保険組合から「資格確認書」を職権交付いたします。

○マイナ保険証登録完了された方が、登録を解除したい場合は？

マイナ保険証の利用登録が済んでいる人には、資格確認書の職権交付は原則できません。
(新規加入者には、マイナンバーと健康保険の紐付に時間を要するため希望により発行します)

ご事情によりマイナ保険証の利用登録を解除して、「資格確認書」の発行を希望する場合は、キッコーマン健康保険組合原田(yharada@mail.kikkoman.co.jp)まで連絡ください。

マイナ保険証登録を解除するための「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を用意しております。この申請書に、解除する理由などを記載し、署名した書類を提出してもらいます。

ただ、この申請書をご提出いただいても、マイナポータル等のデータの連携に、1~2か月かかります。
お手元の健康保険証の経過措置期間終了前に、「資格確認書」をお渡しできる予定です。

被扶養者が抜ける場合はお手続きを忘れずに！

4月に就職等で、被扶養者がキッコーマン健康保険組合から抜ける場合は、「健康保険証(資格確認書)」を添付して、「被扶養者変更届(削除申請用)」を各社の窓口を通じてご提出ください。手続きを行わずに「健康保険証」等を使用した場合、健康保険組合に請求が来るので、その費用を請求いたします。

以上